

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「特定地方行政機関」とは、地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十

七条並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であつて、その管轄区域が平成二十四年四月一日現在における一の都道府県の区域を超えるもの又はその管轄区域が北海道の区域若しくは沖縄県の区域であるものをいい、その所掌事務を分掌する国の地方行政機関を含むものとする。

(第二条第一項関係)

2 この法律において「移譲対象特定地方行政機関」とは、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいうものとする。

(第二条第二項関係)

3 この法律において「特定広域連合」とは、二以上の都道府県が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する広域連合であつて、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域(移譲対象特定地方行政機関の管轄区域のうち、当該管轄区域に含まれないこととする)について相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除き、当該移譲対象特定地方行政機関の名称が第三の二の二に掲げる事項として定められた第三の二の1に規定する事務等移譲計画が第三の二の5の規定による認定を受けた場合において、当該事務等移譲計画に定

められた第三の一の二の(五)に規定する開始日以後は、当該開始日の前日における当該移譲対象特定地方行政機関の管轄区域をいうものとする。4において同じ。)を包括するものをいうものとする。

(第二条第三項関係)

4 この法律において「特定広域連合等」とは、特定広域連合又は移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括する都道府県をいうものとする。

(第二条第四項関係)

5 この法律において「移譲事務等」とは、移譲対象特定地方行政機関に関し、法律により規定された国の行政機関の長及び国の地方行政機関の長の権限に属する事務等が第四の二の1、第四の三の1及び第四の四の1の規定により並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長及び国の地方行政機関の長の権限に属する事務等がそれぞれ政令又は主務省令の規定により、特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいうものとする。

(第二条第五項関係)

三 基本理念

1 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行わ

れなければならないものとする。

(第三条第一項関係)

2 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならないものとする。

(第三条第二項関係)

3 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならないものとする。

(第三条第三項関係)

四 国の責務

国は、三の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならないものとする。

(第四条関係)

五 認定を受けた特定広域連合等の責務

1 認定を受けた特定広域連合等は、三の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当

該事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならないものとする。こと。
(第五条第一項関係)

2 認定を受けた特定広域連合等は、三の基本理念にのっとり、移讓事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならないものとする。こと。
(第五条第二項関係)

3 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、三の基本理念にのっとり、移讓事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移讓事務等に関連する事務等を移讓事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならないものとする。こと。
(第五条第三項関係)

第二 事務等移讓基本方針

一 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移讓に関する基本的な方針（以下「事務等移讓基本方針」という。）を定めなければならないものとする。こと。
(第六条第一項関係)

二 事務等移讓基本方針には、事務等の移讓の意義及び目標に関する事項、事務等の移讓を促進するため

に政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、第三の一の1の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項、事務等の移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画、事務等の移譲の評価に関する基本的な事項等を定めるものとする事。

(第六条第二項関係)

三 内閣総理大臣は、事務等移譲推進本部が作成した事務等移譲基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないものとする事。

(第六条第三項関係)

四 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、事務等移譲推進本部が作成した事務等移譲基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならないものとする事。

(第六条第四項関係)

第三 事務等移譲計画の認定

一 事務等移譲計画の認定

1 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、内閣府令で定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画(以下「事務等移譲計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を

申請することができるものとする。

(第七条第一項関係)

2 事務等移譲計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(第七条第二項関係)

- (一) 移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- (二) 移譲対象特定地方行政機関の名称
- (三) 特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあつては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
- (四) 事務等移譲計画の目標
- (五) 特定広域連合等が移譲事務等を開始する日（以下「開始日」という。）
- (六) 移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの
- (七) 特定広域連合にあつては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項
- (八) (一)から(七)までに掲げるもののほか、特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務

等の実施に関し必要な事項として政令で定めるもの

3 特定広域連合等は、事務等移譲計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該事務等移譲計画において定めようとする実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならないものとする事。

(第七条第三項関係)

4 特定広域連合等は、3により都道府県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向を事務等移譲計画に反映しなければならないものとする事。

(第七条第四項関係)

5 内閣総理大臣は、認定の申請があつた事務等移譲計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする事。

(第七条第五項関係)

(一) 事務等移譲基本方針に適合するものである事。

(二) 移譲事務等その他の特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである事。

(三) 当該事務等移譲計画に定められた実施区域が、当該事務等移譲計画において2の(二)に掲げる事項

としてその名称が定められた移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又はこれと第一の二の3の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

6 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならないものとする。この場合において、当該行政機関の長は、当該事務等移譲計画が同項第二号に掲げる基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。 (第七条第六項関係)

7 特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、共同して、1の認定の申請をすることができるものとする。 (第八条関係)

二 報告の徴収

内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施の状況について報告を求めることができるものとする。 (第十条関係)

三 措置の要求

内閣総理大臣は、移讓事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、認定を受けた特定広域連合等に対し、移讓事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(第十一条関係)

四 認定の失効

認定を受けた特定広域連合が解散したとき等は、認定は、その効力を失うものとする。

(第十二条関係)

五 認定の取消し

1 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等が三の規定による要求に係る事項を行わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(第十三条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、1の認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該認定に係る移讓事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならないものとする。

六 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合の措置

4により認定が効力を失った場合及び5により認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移讓事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移讓事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移讓事務等に関し当該特定広域連合等有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定めること。

第四 事務等の移讓等

一 事務等の移讓

特定広域連合等が事務等移讓計画について認定を受けたときは、法律により規定された事務等にあつては二の1、三の1及び四の1で、政令により規定された事務等にあつては政令で、主務省令により規定された事務等にあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、移讓対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移讓されるものとする事。 (第十五条関係)

二 経済産業局関係の事務等の移譲

- 1 特定広域連合等が第三の一の二の(二)に掲げる事項として経済産業局の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表に掲げる法律により規定された内閣総理大臣及び経済産業大臣並びに中小企業庁長官並びに経済産業局長の権限に属する事務等（同表に掲げる法律若しくは他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。）のうち政令で定めるものであつて当該事務等移譲計画に定められた実施区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行うものとする。
- （第十六条第一項関係）

- 2 認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的にかつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに

に対する裁決、決定その他の行為を除く。)をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限る、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。三の2及び四の2において同じ。)を政令で定めることができるものとする。

(第十六条第二項関係)

三 地方整備局関係の事務等の移譲

1 特定広域連合等が第三の一の2の(二)に掲げる事項として地方整備局の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表に掲げる法律により規定された国土交通大臣及び地方整備局長の権限に属する事務等(同表に掲げる法律若しくは他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。)のうち政令で定めるものであつて当該事務等移譲計画に定められた実施区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行うものとする。

(第十七条第一項関係)

2 認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保す

るため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与を政令で定めることができるものとする。

(第十七条第二項関係)

四 地方環境事務所関係の事務等の移譲

1 特定広域連合等が第三の一の二の(二)に掲げる事項として地方環境事務所の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表に掲げる法律により規定された環境大臣の権限に属する事務等（同表に掲げる法律若しくは他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。）のうち政令で定めるものであって当該事務等移譲計画に定められた実施区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行うものとする。

(第十八条第一項関係)

2 認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与を政令で定めることができるものとする。

(第十八条第二項関係)

五 実施計画

1 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、認定事務等移讓計画に定められた開始日の属する年度以降において毎年度、当該認定事務等移讓計画に係る移讓事務等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該移讓事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならないものとする。実施計画の変更（内閣府令・主務省令で定める軽微な変更を除く。2において同じ。）をしようとするときも、同様とすること。

（第十九条第一項関係）

2 認定を受けた特定広域連合等は、実施計画を作成し、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、当該実施計画に係る実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならないものとする。

（第十九条第二項関係）

第五 認定を受けた特定広域連合等に関する特例等

一 認定を受けた特定広域連合等に関する特例

1 執行機関等の特例

- (一) 認定を受けた特定広域連合については、地方自治法第二百九十一条の十三の規定にかかわらず、同法第二百八十七条の三第二項の規定は、準用しないものとする。 (第二十条第一項関係)
- (二) 認定を受けた特定広域連合は、当該特定広域連合の規約で定めるところにより、当該特定広域連合の長の附属機関として特定広域連合委員会を置くことができるものとする。 (第二十条第二項関係)
- (三) 特定広域連合委員会は、認定を受けた特定広域連合を組織する地方公共団体の長のうちから当該特定広域連合の規約で定めるものをもって組織するものとする。 (第二十条第三項関係)
- (四) 特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、条例の制定又は改廃につき認定を受けた特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき、予算を調製しようとするとき、実施計画を作成又は変更しようとするとき等には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとする。 (第二十条第四項関係)
- (五) 認定を受けた特定広域連合の長は、(四)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとする。 (第二十条第五項関係)

- (六) (二)から(五)までに定めるもののほか、特定広域連合委員会の運営に関し必要な事項は、特定広域連合委員会が定めるものとする。
- (第二十条第六項関係)

2 移讓事務等の執行を補佐する職の設置

- (一) 認定を受けた特定広域連合等に、移讓事務等の円滑かつ確実な実施のため、当該特定広域連合等の長の補助機関として、移讓事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を認定事務等移讓計画ごとに一を限り置くものとする。
- (第二十一条第一項関係)

- (二) (一)の職を占める職員は、当該特定広域連合等の長が任命するものとする。

(第二十一条第二項関係)

- (三) (一)の職を占める職員は、地方自治法第二百九十一条の四第四項の規定にかかわらず、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は他の地方公共団体の議会の議員若しくは長その他の職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)と兼ねることができないものとする。

3 地方自治法等の特例

(第二十一条第三項関係)

(一) 地方自治法第二百五十二条の四十五の規定は、認定を受けた特定広域連合については、適用しないものとする。 (第二十二条第一項関係)

(二) 国は、認定を受けた特定広域連合については、地方自治法第二百九十一条の二第一項の規定にかかわらず、当該認定を受けた特定広域連合の事務に関連する事務以外の事務についても、この法律の定めるところにより、当該認定を受けた特定広域連合が処理することとすることができるものとする。 (第二十二条第二項関係)

(三) 認定を受けた特定広域連合は、地方公務員法第七条第三項の規定にかかわらず、条例で人事委員会を置くものとする。 (第二十二条第三項関係)

4 他の法令の適用

認定を受けた特定広域連合等又はその職員については、政令で定めるところにより、国の地方行政機関又はその職員とみなして、災害対策基本法第二条第四号その他の国の地方行政機関又はその職員

に関する法令の規定（国民の生命、身体若しくは財産の保護、国民の利便の確保又は地域における行政の適切な実施のために設けられたものとして政令で定める規定に限る。）を適用するものとするこ
と。
（第二十三条関係）

二 非常事態における管轄行政機関の長の要請等

1 非常事態における管轄行政機関の長の要請

（一） 認定事務等移譲計画において第三の一の二の二に掲げる事項としてその名称が定められた移譲対象特定地方行政機関（以下「移譲元特定地方行政機関」という。）を当該認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日に管轄していた国の行政機関の長（二において「管轄行政機関の長」という。）は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等（二並びに2及び3において「移譲先特定広域連合等」という。）の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができるものとするこ
と。
（第二十四条第一項関係）

(二) (一)の要請を受けた移譲先特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならないものとする事。 (第二十四条第二項関係)

2 非常事態における管轄行政機関の長の指示

(一) 管轄行政機関の長は、災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために移譲先特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、移譲先特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする事。 (第二十五条第一項関係)

(二) (一)の指示を受けた移譲先特定広域連合等は、直ちに、当該指示に係る措置をとらなければならないとする事。 (第二十五条第二項関係)

3 派遣職員の身分取扱

1の要請又は2の指示に基づき移譲先特定広域連合等から派遣された職員の身分取扱に必要事項は、政令で定めるものとする事。 (第二十六条関係)

第六 事務等の移譲に伴う措置

一 事務等の移譲に伴う経過措置

1 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に国の行政機関の長又は移譲元特定地方行政機関の長が法令の規定によりした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為（当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関するものに限る。以下1において「処分等」という。）は、当該開始日以後においては、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の長がした処分等とみなし、当該開始日前に法令の規定により国の行政機関の長又は移譲元特定地方行政機関の長に対してした申請、届出その他の行為（当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関するものに限る。以下1において「申請等」という。）は、当該開始日以後においては、当該特定広域連合等の長に対してした申請等とみなすものとする。

（第二十七条第一項関係）

2 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に法令の規定により国の行政機関の長又は移譲元特定地方行政機関の長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関するものに限る。）で、当該開始日前にその手続がされていないものに

については、当該開始日以後においては、これを、当該法令の規定により当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用するものとする。

(第二十七条第二項関係)

二 職員の引継ぎ等

1 認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において現に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該開始日において、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の相当の職員となるものとする。

(第二十八条関係)

2 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関を退職した者が国家公務員法第七十九条第一項に規定する定年退職者等に該当するときは、その者を当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の地方公務員法第二十八条の四第一項に規定する定年退職者等とみなして、同条及び同法第二十八条の五の規定を適用するものとする。

(第二十九条関係)

3 1の規定により認定を受けた特定広域連合等の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、1の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなすものとする
こと。
(第三十条関係)

4 1の規定により認定を受けた特定広域連合等の職員となった者に対しては、国家公務員退職手当法の規定による退職手当は、支給しないものとする。この場合において、認定を受けた特定広域連合等は、その者の同法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を当該特定広域連合等の職員としての引き続いた在職期間に通算する措置を講ずるものとする。
(第三十一条関係)

5 認定を受けた特定広域連合等は、認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関の職員として在職し、1の規定により当該特定広域連合等の職員となった者のうち当該職員となった日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するま

での間に当該特定広域連合等を退職したものであって、その退職した日まで当該移譲元特定地方行政機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する措置を講ずるものとする。

(第三十二条関係)

6 その他職員の引継ぎに伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(第三十三条から第三十六条まで関係)

三 権利義務の承継

認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関し現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、当該開始日において、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等が承継するものとする。

(第三十七条関係)

四 財政上の措置

国は、第一の三の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(第三十八条関係)

第七 事務等移譲推進本部

一 設置

特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を推進するため、内閣に、事務等移譲推進本部（以下「本部」という。）を置くものとする。こと。（第三十九条関係）

二 所掌事務

本部は、事務等移譲基本方針の案の作成等の事務をつかさどるものとする。こと。（第四十条関係）

三 組織

本部は、事務等移譲推進本部長、事務等移譲推進副本部長及び事務等移譲推進本部員をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備すること。（第四十一条から第四十四条まで関係）

四 資料の提出その他の協力

本部に対する資料の提出その他の協力について所要の規定を整備すること。（第四十五条関係）

五 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理するものとする。こと。（第四十六条関係）

六 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。

(第四十七条関係)

七 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第四十八条関係)

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

(一) 第四(五を除く。)、第五及び第六(四を除く。)並びに二、三及び五の一部の規定 平成二十六年

年十月一日

(二) 五の一部の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(三) 五の一部の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する

法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(四) 五の一部の規定 地方公務員法等の一部を改正する法律の公布の日又はこの法律の公布の日のい

れか遅い日

二 第四の二の1、三の1及び四の1並びに第五の一の4によりみなして適用される法令の規定により認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（都道府県の地方自治法第二条第八項に規定する自治事務と同種のものその他の政令で定めるものを除く。）は、当分の間、同法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とみなすものとする。

（附則第二条関係）

三 国は、当分の間、認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関し現に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関により使用されていた国有財産又は当該移譲事務等に関し当該移譲元特定地方行政機関において使用するため同日において

整備中の国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、当該移譲事務等の用に供するため、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等に無償又は時価より低い対価で使用させることができるものとする。

(附則第三条関係)

四 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めるものとする。

(附則第四条関係)

五 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第五条から第十条まで関係)

六 政府は、この法律の施行後一年を経過した場合において、第三の一の1の規定による認定の申請の状況等を勘案し、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十一条関係)